

香南市長

様

令和 年 月 日

〒 781 - 〇〇〇〇

申請者 住 所 香南市 〇〇町●●

(ふりがな)

氏 名 香南 花子

電話番号 〇〇〇-●●〇〇-〇〇〇〇

## 香南市猫の不妊・去勢手術推進補助金交付申請兼請求書

香南市猫の不妊・去勢手術推進補助金の交付を受けたいので、香南市猫の不妊・去勢手術推進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付を申請します。また、補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を受けた当該補助金について請求します。なお、香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

※下記の太枠内をご記入ください

記

領収書のとおり、記入をお願いします

## 1 補助対象猫及び補助金交付申請額

番号	性別	飼い主	毛色	香南市内の主な生息地 (町名を記入) (例) 野市町西野2706番地	手術実施日	手術費用	補助金申請額 (裏面の補助金額参照)
1	メス・オス	有・無	黒	〇〇町〇〇	年 月 日	3,500円	3,000円
2	メス・オス	有・無	三毛	〇〇町〇〇	年 月 日	8,000円	5,000円
3	メス・オス	有・無	白	〇〇町●●	年 月 日	2,000円	2,000円
4	メス・オス	有・無			年 月 日	円	円
5	メス・オス	有・無			年 月 日	円	円
合計	メス	2匹		オス 1匹		補助金申請合計額	金 10,000円

※1 手術費用は、高知県の負担金を差し引いた額を記入してください。

※2 補助金交付申請額は、1,000円未満切捨てです。

## 2 補助金の振込先口座 (申請者本人の口座に限る)

持参された通帳と同じか確認をお願いします

金融機関名	銀行 信金 農協 信組 労金	支店 出張所 支所	預金 種目	普通・当座
口座番号		ふりがな こうなん はなこ		
※口座番号は右詰で記入してください		口座名義人	氏名	香南 花子

## 3 添付書類

・猫の不妊去勢手術費であることが分かる領収書原本 (領収印のあるもの。確認後、複写しお返しします。)

※飼い主のいない猫の場合は、領収書には不妊去勢手術済みであることが分かる身体的識別措置(耳カット等)の実施について記載が必要です。

・振込先の分かるもの (通帳, キャッシュカードの写し等)

## 注意事項

必ずお読みください

- 手術費の領収書の氏名・補助金の申請者の氏名・振込先口座の名義人は同一の方に限ります。
- えんぴつ・消せるボールペン・修正液は使用しないでください。受付できません。
- 書き間違えた場合は、新たに書き直していただくか、訂正箇所にも二重線を引き、その上に正しい文言を記載してその隣にフルネームで小さく署名してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、振込用の支店名 (漢数字3桁) と7桁の口座番号が必要です。記号・番号では、振込ができません。
- 振込は、補助金の交付の決定があった日から1か月程度かかります。

※ 裏面もお読みください。

(参考)

◇香南市猫の不妊・去勢手術推進補助金交付要綱◇

(定義)

第2条 省略

(4) 不妊・去勢手術 次のア又はイに掲げる猫の区分に応じ、当該ア又はイに定める手術をいう。

ア 飼い猫 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術

イ 飼い主のいない猫 雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出する手術（不妊・去勢手術が既にされていることを識別するために耳の一部を切る手術を含む。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 香南州市税等の滞納者に対する補助金の交付の制限に関する規則（令和5年香南市規則第24号）第2条第1号に規定する市税等（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。

(3) 飼い猫を所有し、又は飼い主のいない猫を飼養管理していること。

(4) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号）第2条第2項第5号に規定するいずれにも該当しないこと。

(5) 公益社団法人高知県獣医師会の会員である動物病院又は高知県飼い主のいない猫不妊手術等推進事業実施要綱（以下「県要綱」という。）第4条第1項の規定により高知県が指定する動物病院において、補助事業の対象となる猫（以下「補助対象猫」という。）に対し不妊・去勢手術を受けさせること。

(補助対象猫)

第4条 補助対象猫は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 香南市内に生息すること。

(2) 営利を目的に所有又は飼育管理をしていないこと。

(補助金額)

第5条 補助対象猫1匹当たりの補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助対象猫の区分に応じ、当該各号に定める額（以下この項において「補助金額」という。）とする。ただし、不妊・去勢手術に係る費用について県要綱第3条の規定による高知県の費用負担（以下「高知県による費用負担」という。）を受けている場合は、補助金額又は不妊・去勢手術に係る費用から高知県による費用負担の額を差し引いて得た額のいずれか少ない方の額とする。

(1) 飼い猫 雌猫3,000円

(2) 飼い主のいない猫 雌猫5,000円、雄猫3,000円

(交付の申請)

第6条

補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、手術を実施した日の翌日から起算して30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、香南市猫の不妊・去勢手術推進補助金交付申請兼請求書（様式第1号）と市税等滞納がないことを証明する書類又は同意書（様式第2号）と当該手術に係る領収書の原本、その他関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 省略

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助決定者の所有する猫について、終生飼養するとともに、しつけ等を行い近隣住民に迷惑をかけないよう努めること。

(2) 補助決定者が飼養管理する飼い主がいない猫については、トイレの設置、餌の適正な管理等、周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。

(要綱からは省く)

◇香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則◇

第2条第2項

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員をいう。

エ アからウに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして市長が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当する者

(イ) 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

(ウ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(エ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(オ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(カ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(キ) 役員等が、業務又は市との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの